

！廃棄物の焼却は原則禁止されています！

■ 廃棄物の焼却（野外焼却、野焼き）は原則禁止されています。

- ※認められているのは 1.廃棄物処理基準に従って行う場合 2.他の法令又はこれに基づく処分により行う場合 3.政令で定める例外(下記)の焼却のみです。
※廃棄物の焼却炉を使用する場合は、廃棄物処理基準等による規制があります。
※違反した場合、個人は5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金又はこの併科、法人は3億円以下の罰金など重い罰則があります。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

■ 政令で定める例外の焼却と留意点は次のとおりです。

- ▶ 政令で定める例外は、**公益上・社会習慣上やむを得ない焼却**または**周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である焼却**として、次に該当するものです。
 - (1) 国や地方公共団体が施設管理を行うために必要な焼却
 - (2) 災害の予防、応急対策、復旧のために必要な焼却
 - (3) 風俗慣習上、宗教上の行事を行うために必要な焼却（どんど焼きなど）
 - (4) 農業、林業又は漁業を営むために**やむを得ないもの**(※)として行われる焼却
(※：農業者の稲わら、林業者の枝条などのうち、**個別具体的な事情で「やむを得ないもの」と判断されるものに限られます。**)
 - (5) たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって**軽微な焼却**
- ▶ **政令で定める例外の焼却を実施する際には、悪臭などにより周辺の生活環境の保全上支障が生じないよう措置を講じてください。周辺住民から苦情があり、生活環境の保全上支障が生じている場合は、配慮や消火等の行政指導の対象になります。**
 - 周辺の生活環境への配慮**（時間・風向・量・よく乾燥させるなど）をしてください
 - よくある苦情は、次のとおりです。
 - 洗濯物に臭いがついた ●暑いのに窓が開けられない ●長時間・いつも燃やしている ●煙で体調・喘息が悪化した ●病人・乳幼児がいる など
- ▶ 政令で定める例外の焼却を実施する際には、火災予防の観点で事前の届出が必要な場合があります。詳細は諏訪消防署（電話 0266-52-0119）にお問合せください。

！草類、剪定木・枝の再資源化に取り組んでいます！

■ 草類、剪定木・枝は、堆肥やチップにして再利用し、燃やすごみの減量化に取り組んでいますので、ご協力ください。

- ▶ **ご家庭（家庭菜園や庭など）から出た場合は、燃やすごみの回収日に地区のごみステーションへ排出してください。農業や造園業等の事業活動から出た事業系のごみは、地区のごみステーションには排出できません。**
 - 【草類】①市販の透明な袋、または半透明な袋（45リットル以下）に入れる。
②土を落とした草類だけを入れる
 - 【剪定木・枝】①長さ60cm以内、太さ25cm以内に切って束ねる。
- ▶ **剪定木等リサイクル施設に直接持ち込むことも可能です。**
 - 諏訪市大字上諏訪 13338-111 電話 0266-52-0919
(旧諏訪市清掃センター敷地内) 平日 8:30~16:00、土曜日 8:30~12:00
 - ご家庭から出た物をご自分で持ち込む場合の処理手数料は無料です。
 - 事業活動から出た物を持ち込む場合は処理手数料（¥160/10kg）が必要です。

！ 廃棄物の焼却炉には規制があります！

■ 廃棄物を焼却するための焼却炉を使用する際には、廃棄物処理基準を遵守することが必要です。環境省令に定められた構造を有するものを使用し、悪臭等により生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じると共に、環境大臣の定める焼却の方法で行うことが必要です。これらを満たさないレンガ・ブロック積みの簡易焼却炉、ドラム缶、一斗缶などによる焼却はできません（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）。定められた構造を有するかは、製造元に確認してください。

▶ 環境省令に定められた廃棄物の焼却炉の構造の概要は次のとおりです。

- (1) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼室において発生するガスの温度が摂氏 800°C以上の状態で廃棄物を焼却できるもの
- (2) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるもの
- (3) 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるもの
- (4) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- (5) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

▶ 環境大臣の定める焼却の方法の概要は次のとおりです。

- (1) 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- (2) 煙突の先端から火炎又は日本工業規格 D 八〇〇四に定める汚染度が 25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
- (3) 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

！ 焼却炉の設置には届出が必要な場合があります！

■ 廃棄物を焼却するための焼却炉の設置には、法令による届出が必要な場合があります。詳しくは各お問合せ先へ確認をお願いします。

▶ 大気汚染防止法によるばい煙発生装置の届出（抜粋）

- ・火格子面積が 2 m²以上であるか又は焼却能力が 1 時間当たり 200 kg 以上であるもの 等
(お問合せ先：長野県諏訪地域振興局環境課 電話 0266-57-2952)

▶ ダイオキシン類対策特別措置法による特定施設の届出（抜粋）

- ・廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が 0.5 m²以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が 1 時間当たり 50 kg 以上のもの 等
(お問合せ先：長野県諏訪地域振興局環境課 電話 0266-57-2952)

▶ 諏訪広域連合火災予防条例による火を使用する設備等の設置の届出（抜粋）

- ・据付面積 2 m²以上の炉(個人の住居に設けるものを除く。) 等
(お問合せ先：諏訪消防署 電話 0266-52-0119)